

期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和48年度～平成35年度（51年間）						
事業実施地区名 （都道府県名）	姫川（ひめかわ） （新潟県・長野県）	事業実施主体	中部森林管理局 中信森林管理署						
事業の概要・目的	<p>当該地区は、新潟・長野県を流れる姫川流域に位置し、地質は糸魚川 - 静岡構造線の影響もあり、破碎・変質の著しい頁岩・砂岩・礫岩・蛇紋岩等で構成されているため非常に脆弱である。姫川流域は古くから地すべり多発地帯として知られ、多くの地すべり防止区域が点在している。昭和48年には大規模な地すべり活動があり、その対策は事業規模が著しく大きく、脆弱な地質構造における地すべり対策工事には高度な技術を要することから、長野・新潟県及び地元からの強い要請を踏まえ、昭和48年度から民有林直轄地すべり防止事業として、国土の保全と民生の安定を図ることを目的に本事業に着手した。その後、豪雨災害等の発生に応じ、事業内容を見直しつつ、現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：明・暗渠工10,625m、集水井工 92基、溪間工225基、杭打工1,241本 ・総事業費：26,135,000千円（平成15年度の評価時点：26,135,000千円）</p>								
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価と現在において要因に大きな変化はない。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>32,471,107千円</td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>山地保全便益 89,457,224千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.75</td> </tr> </table>			総費用 (C)	32,471,107千円	総便益 (B)	山地保全便益 89,457,224千円	分析結果 (B/C)	2.75
総費用 (C)	32,471,107千円								
総便益 (B)	山地保全便益 89,457,224千円								
分析結果 (B/C)	2.75								
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区の地質は、破碎・変質の著しい頁岩・砂岩・礫岩・蛇紋岩等で構成されており極めて脆弱である。林況は糸魚川市の山之坊地区ではスギを主とする人工林が多いが、小谷村ではブナを主とする天然林が多い。</p> <p>・主な保全対象 人家118戸、公共施設 2箇所、発電施設 1箇所、国・県道13km、市町村道9km、林道 2 km JR線 2 km</p>								
事業の進捗状況	<p>全体計画の事業方針に沿って、継続調査の結果を検討し、最も効果的でかつ効率的な対策工により、地すべり地活動の沈静化に向けた事業の実施に努めており、平成19年度末の進捗率は39%（事業費）である。</p>								
関連事業の整備状況	<p>当地区内及び周辺では砂防事業が実施されており、水源かん養機能、災害防止等公益的機能の向上、民生安定のため、調整会議等により関係機関と十分な連絡調整を取りながら、効果的・効率的な事業実施に努めている。</p>								
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>地すべりの安定を図り、地すべりによる被害を防止するために事業の継続をお願いしたい。 （新潟県） 当地区は森林セラピー基地として認定されている小谷村を代表する観光地であり、一年を通し多数の観光客が訪れている。しかし区域内では平成19年に土砂崩落が発生し、また、区域下流でも平成17年、18年の融雪期に土石流が発生して唯一の観光道路である県道が度々通行止めとなるなど、土砂災害に対しては脆弱な地域であり、観光の振興のためには防災工事が不可欠である。今後も融雪や集中豪雨により地すべりや土石流災害の発生のおそれがあるため、事業の継続的な実施を要望する。 （長野県） 長期的視野に立った事業実施を継続的に推進すること要望する。 （糸魚川市・小谷村）</p>								
事業コスト縮減等の可能性	<p>事業実施にあたり、集水井内での集・排水ボ-リング暗渠工に、改良型ロータリーパ-カッションを採用するとともに、鋼製枠土留工などに現地発生材を利用する等コストの縮減を図っている。今後も改良型機械の採用等によりコスト縮減に努める。</p>								
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>								
第三者委員会の意見	<p>流域の保全のため事業の継続実施が妥当と考える。 地すべりの特性や段階に応じた工種工法を用いて、適切な事業の実施に努めること。</p>								

評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none">・必要性： 地すべり活動が活発となり、人家等及び下流域に被害が及ぶ危険性が高まったことから実施したものであり、地元から事業の継続実施を要望されていることから、事業の必要性が認められる。・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効率的かつ効果的な対策工の組み合わせが検討されており、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。・有効性： 地すべりの抑制・抑止対策の実施により、地すべり活動が沈静化し、安全率が高まっており、人家等の保全が図られていることから、事業の有効性が認められる。 <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施方針：事業を継続する。
------------	---